

## 大津家庭裁判所委員会議事録

### 1 日時

平成18年3月9日（木）午後2時～午後4時30分

### 2 場所

大津家庭裁判所小会議室

### 3 出席者

（委員）五十音順・敬称略

荒川葉子，円水成行，大谷禎男，川那邊正，鈴木光枝，住友寛，竹下秀子  
長野辰司，福井一郎，山本公治

（事務担当者）

東薫，谷川佳史，鞭厚，村田政邦

### 4 議事等

(1) 前回欠席者の自己紹介

(2) 法務省作成の裁判員制度広報用ビデオ「裁判員制度・もしもあなたが選ばれたら」  
の視聴

(3) 意見交換

テーマ「裁判員制度について・法教育という観点も含めて」  
発言要旨は別紙のとおり

(4) 次回の開催日程

9月4日（月）午後1時から希望者については刑事裁判を傍聴していただき，その後，委員会を午後2時30分から開催予定

(別紙)

発言要旨 (テーマ「裁判員制度について・法教育という観点も含めて」)

(■委員長, ○学識経験者委員, ◎弁護士委員, △検察官委員, ◇裁判官委員, ▲事務担当者)

- 事前に裁判所から「裁判員制度フォーラムのポイント解説」と「裁判員ブックレット」をお送りしております。また、ただいま、法務省作成のビデオをご覧いただきましたが、裁判員制度について何か疑問や質問等がありますか。
- 裁判員の選任は、裁判員を決定する前に候補者が呼び出され、その中から何人かを選ぶというやり方ですか。
- 事前の予測では50～100人の方をお呼びして裁判官が面接をした上で除外される人を決定し、残った方の中から選任することになりますが、その方法についての詳細はまだ決まっていません。国によって陪審員、参審員等様々な制度があり、一定期間その地位にあり、その期間は複数の裁判を担当するものもありますが、裁判員制度は一つの事件につき、その都度裁判員が選任されることになります。
- 現実問題として、拘束される期間は何日ぐらいでしょうか。
- △ 事件によって違いますが、通常の事件では数日から1週間ぐらいでしょうか。
- 新聞に出ているような何年も裁判が続いている事件でも1週間ぐらいで終わるのでしょうか。
- △ 組織的犯罪のような、危害を受けるのではないかと思われる事件は除外事件となり、裁判官だけの裁判で行われます。
- 危害を加えられるおそれのあるものなど極めて特異なものについては、裁判員の方に負担をお掛けするのは申し訳ないということで、裁判官だけで裁判をすることになっています。
- 面接の主眼は、裁判員としての一定の責任能力を見るのか、あるいは個々人の事情を聞くのか、どうなのでしょう。
- 能力ということであれば、基本的には選挙権がある人であればそれでよく、できるかできないかという観点で制限することはありません。公平な裁判が行えるかどうかを見ることになります。
- 犯歴のある人は除かれるのですか。
- 除かれます。
- 裁判員制度については、こんな難しいことができるかどうかという不安感がまだまだあります。裁判の中で使われる専門用語も、裁判員の方によく分かってもらえるように平易な言葉で、分かりやすい裁判をするよう検討されています。
- △ 検察庁も広報活動に力を入れており、職員がビラ配布をしたり、見学に来られる団体に裁判員制度についての説明をした上でアンケートを取ったり検事による出張講座を行ったりして、理解を深めるもらうようにしています。
- ◎ 市民の方にどれだけ理解していただくかが、この制度を成功させるかどうかの重要な

ポイントですね。とりあえず裁判員制度のピーアールが先決ですね。

- 裁判員制度が取り入れられて、これまでの裁判と比べて、何がどのように良くなるのかを訴えることも必要ではないですか。
- ◎ 弁護士の立場として、今の裁判では膨大な量の記録を全部読まなければならないのですが、裁判員制度になると公判前に整理手続が行われ、争点をしぼって、提出される証拠も厳選されてくるので、書面のウェイトが変わるでしょうね。
- △ 法律の趣旨から言えば、国民の意見を反映するのが一番大切である。事実を認定するときも、専門家の目から見るだけでなく、国民の目から見てどうなのかということが大事。
- ◇ 判決に至るプロセスも、そこに国民が関わっていくことになります。家裁には、今までから調停委員とか参与員などに参加してもらい、事実認定に関与していただくケースもありましたが、これからは、刑事裁判でも国民が参加することになります。
- △ これまで、証拠を出すときは捜査段階での調書も出していたが、これからは争点のあるものにしぼられるので、相当整理され分かりやすいものになります。
- その他に御意見があればお願いします。
- 裁判員制度は、法曹三者や国民が導入を求めたものではないので、真に国民のためになるようにしっかり議論していくことが必要だと思います。
- こんな責任の重いことが、私たちにできるだろうかと不安です。
- 国民としての義務であるので、法教育もしっかり取り組んでいくことが大切だと思います。
- △ 検察庁では、社会科の授業に検事が出向いて出張講義を行っています。これは好評です。
- ◎ 弁護士会としても法教育にもしっかり取り組んでいこうということになっていますが滋賀の場合はこれまで消費者教育に力点を置いてきましたので、そちらの方はずいぶん進んでいます。
- 滋賀県教育委員会では、来年、滋賀県総合教育センターが裁判員制度を採り上げます。法教育についての資料を各市町に1冊ずつ配布します。
- 予定の時間が来ましたので、今日はここまでとさせていただきます。次回も引き続き「裁判員制度について・法教育という観点も含めて」というテーマでお願いします。  
また、次回は、委員会開催の前に実際の刑事裁判を傍聴していただき、その後委員会を開催させていただきます。希望される方につきましては、裁判傍聴から御参加ください。